

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p>(勧誘方針 省略) (金融商品販売法に係る重要事項の説明 省略) (最良執行方針 省略) (反社会的勢力に対する基本方針 省略) (募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針 省略) (証券取引約款 省略) (保護預り約款 省略)</p> <p style="text-align: center;">外国証券取引口座約款</p> <p>(第1条～第7条 省略)</p> <p>第8条 (配当等の処理)</p> <p>1. 寄託証券等に係る配当(外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。)、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭(発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等</p> | <p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p>(勧誘方針 省略) (金融商品販売法に係る重要事項の説明 省略) (最良執行方針 省略) (反社会的勢力に対する基本方針 省略) (募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針 省略) (証券取引約款 省略) (保護預り約款 省略)</p> <p style="text-align: center;">外国証券取引口座約款</p> <p>(第1条～第7条 省略)</p> <p>第8条 (配当等の処理)</p> <p>1. 寄託証券等に係る配当(外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。)、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭(発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等</p> |

| | |
|---|--|
| <p>の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。)等の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行<u>又は配当金支払取扱会社等</u> (外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては「分配金支払取扱銀行<u>又は分配金支払取扱会社等</u>」をいいます。以下同じ。)を通じお客様あてに支払います。</p> <p>((2) ~ (4) 省略)</p> <p>(第2項~第3項 省略)</p> <p>4. 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行<u>又は配当金支払取扱会社等</u> (第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、「株式事務取扱機関」をいいます。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に<u>おける</u>対顧客直物電信買相場 (当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場) に<u>よるもの</u>とします。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、当社が決定した為替レートによるものとします。</p> | <p>の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。)等の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行 (外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては「分配金支払取扱銀行」をいいます。以下同じ。)を通じお客様あてに支払います。</p> <p>((2) ~ (4) 省略)</p> <p>(第2項~第3項 省略)</p> <p>4. 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行 (第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、「株式事務取扱機関」をいいます。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に<u>定める</u>対顧客直物電信買相場 (当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場) に<u>より</u>ます。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、当社が決定した為替レートによるものとします。</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年3月5日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第1条～第14条 省略)</p> <p>第15条 (返済注文、返済期日)</p> <p>1. お客様は、買建を行った場合、返済期日の前営業日までに売返済 (転売) 又は品受をしていただきます。また、売建を行った場合、返済期日の前営業日までに買返済 (買戻) 又は品渡をしていただきます。なお、当社では、返済注文は全て建玉を指定していただきます。約定した後に指定した建玉を変更することはできません。</p> <p>((1) ～ (2) 省略)</p> <p>(3) 品渡</p> <p>「品渡」とは、売建玉に対する貸付株券等に現物株式等を充当することにより、売付代金を受け取ることをいいます。売付代金は、「売建値×品渡数－諸費用」となります。品渡は、当社に売建と同銘柄の現物株式の預かりがある場合に、その預かり数量の範囲内で行うこ</p> | <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第1条～第14条 省略)</p> <p>第15条 (返済注文、返済期日)</p> <p>1. お客様は、買建を行った場合、返済期日の前営業日までに売返済 (転売) 又は品受をしていただきます。また、売建を行った場合、返済期日の前営業日までに買返済 (買戻) 又は品渡をしていただきます。なお、当社では、返済注文は全て建玉を指定していただきます。約定した後に指定した建玉を変更することはできません。</p> <p>((1) ～ (2) 省略)</p> <p>(3) 品渡</p> <p>「品渡」とは、売建玉に対する貸付株券等に現物株式等を充当することにより、売付代金を受け取ることをいいます。売付代金は、「売建値×品渡数－諸費用」となります。<u>なお</u>、品渡は、当社に売建と同銘柄</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>とができます。<u>なお、「DMMFX」口座に代用有価証券として差し出している現物株式等は品渡することができません。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年3月5日 改訂</u></p> <p>(株式等振替決済口座管理約款 省略)</p> <p style="text-align: center;">特定管理口座約款</p> <p>(第1条～第2条 省略)</p> <p>第3条 (特定管理口座における管理)</p> <p>1. <u>当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座</u>で管理されている株式が上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場<u>株式</u>等をいいます。以下同じ。）に該当しなくなった場合は、別段の指示がない限り、当該上場株式等に該当しなくなったその日に特定管理口座に移管し、以後、特定管理口座で管理します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第4条～第5条 省略)</p> | <p>の現物株式の預かりがある場合に、その預かり数量の範囲内で行うことができます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(株式等振替決済口座管理約款 省略)</p> <p style="text-align: center;">特定管理口座約款</p> <p>(第1条～第2条 省略)</p> <p>第3条 (特定管理口座における管理)</p> <p>1. 特定口座で管理されている株式が上場株式等（租税特別措置法第37条の11の2項に規定する上場<u>株券</u>等をいいます。以下同じ。）に該当しなくなった場合は、別段の指示がない限り、当該上場株式等に該当しなくなったその日に特定管理口座に移管し、以後、特定管理口座で管理します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第4条～第5条 省略)</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p><u>第5条の2（特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）</u></p> <p><u>1. 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年3月5日 改訂</u></p> <p>(特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 省略) (非課税上場株式管理に関する約款 省略) (未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 省略)</p> | <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 省略) (非課税上場株式管理に関する約款 省略) (未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 省略)</p> |
|---|---|